

『文保三年記』とその編者について

了。仍官人章房、擄取志津川左衛門尉并紺將入道等了。玄海法印ヲハ武家有沙汰、未擄取之。依之、官人章房可有勸賞之由、有其沙汰、下賜院宣了。

院宣云

玄上事、伝自巨唐万里之海、備朝端之靈宝。至于正和五曆於禁中令紛失、当代之始不被用神宴、宸襟之底尤所思食也。而糺彈玄像之所犯、召誠白波之凶徒。雖聖代之德化、豈非追捕之殊功乎。偏是依讐惑之至、宜被行不次之賞。以此趣可令下知官人章房給者。院宣如此。仍執達如件。

五月七日 宣房

謹上 別當段

玄上事、犯人即時被召取之條、尤以神妙。院宣之趣言詞難及、殊感悅不少者也。累代靈物相當御代出現、尤珍重歟。周鼎出漢朝。和漢雖異、可相望歟。歎感之甚、誠有其謂歟。被引聖明之德化、忽絕使局之面目、相当不背之序務、殊所自愛也。委曲猶期面之狀如件。

五月八日

主税大夫判官覲下

印之許三百文質物置之。一倍之後、餉將入道八百文買之。其後伊予國住人志津河左衛門尉、一貫文買^テ之、琵琶造^ニ令造直之。

而琵琶造、取進鷹司殿^ニ之處、玄上^ニテハ無之由、被出了。其後進九条殿了。自九条殿被遣西園寺付、玄上之條無子細之旨被申

盜人が誰であるかは判然としないが、七條玄海法印・餉將入道（引

なるが、より詳細な『文保三年記』から次に引用しよう。
玄上為盜人被取了。而今年五月六日出現。其趣者、七條玄海法印之許三百文質物置之。一倍之後、餉將入道八百文買之。其後伊予國住人志津河左衛門尉、一貫文買^テ之、琵琶造^ニ令造直之。而琵琶造、取進鷹司殿^ニ之處、玄上^ニテハ無之由、被出了。其後進九条殿了。自九条殿被遣西園寺付、玄上之條無子細之旨被申

判

此院宣等文章其難多シ云々。章房勸賞事、後日有其沙汰。更非忠節、可被召返院宣之由、天下有口遊之間、及沙汰云々。

（『歷代殘闕日記』第十八冊所收、以下同じ）

用文中では「紺將入道」とも)・志津河左衛門尉といった関係者の名が明記され、玄上発見に至る過程が克明に書き留められているのが特徴的だろう。それにしても、右の記事のうち五月六日条には、記録の文末によく見る「云々」の語が一つも見えない⁽³⁾。これはどのように説明されるべきだろうか。

以下、琵琶玄上追跡の途次で出会った『文保三年記』についての心覚えである。

二

『文保三年記』には他に正月十八日・十九日条、三月一日・二日条、四月十三日・十五日・十八日・二十五日条、五月一日条が残っている。この『文保三年記』そのものについての本格的な研究はなされておらず、管見では、上横手雅敬氏による『群書解題』の記述が唯一である。その〔作者〕〔成立〕に関する項目を、次に確認する。

〔作者〕不明であるが、内容より見て後醍醐天皇(在位一二一

八一一三三九)の時代の廷臣であろう。

〔成立〕本書は誰かの日記を抄出したものと考えられるから、

原本たる日記は文保三年に書かれたことは間違いないなく、根本資料として使用できるものである。原本たる日記には文保三年以外の記事もあったかもしれない。原本より抄出され、類從本の体裁をとるに至つた年代は明らかでない。

(『群書解題』第十九卷⁽⁴⁾より抜粋)

私見では、この解題にはいくつかの補足が必要であると考える。

まず「成立」の項に繰り返される誰かの日記の「抄出」という考え方についてである。上横手氏は「原本たる日記」とも述べているから、本記の背後に誰か特定の人物が日次に綴つた記録を想定しているのである。しかし例えば、先の玄上の記事で言うと、その書き出しの日付の形式からして不自然である。「今年五月六日」の「今年」は、編纂物の史書、例えば『統史愚抄』の如き文献が一年の記事の終わりに記す特記的事項の書き方とよく似ているということを指摘しておきたいたい⁽⁵⁾。

このことに関連して、四月二十五日から五月一日に及ぶ園城寺焼き討ちの記事を検討する。

四月廿五日辰刻、山門衆徒發向三井寺。大津在家并寺内堂舍佛閣僧坊、不殘一字悉燒拂畢。三井法師少々雖相戰、被迫落了。大鐘亦以隱置之後、同五月一日、儼運取御室戸山僧少々被斃。西塔讚岐堅者為武士被打云々。寺法師悉逐電畢。

(『文保三年記』)

延暦寺衆徒による園城寺焼き討ちの記事では、四月二十五日と五月一日の出来事を一縷めにして引用四行目の「云々」が置かれているという趣である。次に掲げる四月二十五日の『花園天皇宸記』と比較すると、この他にも『文保三年記』の文章の特徴がよくわかる。廿五日(壬戌)晴、今晚山門衆徒發向園城寺云々、午刻參今小路殿、今日御湯殿始也、其次第不能具記、未剋許資明參申云、

園城寺・金堂・戒壇等皆焼拂了云々、法滅期已時至歟、悲歎之至不能記盡耳、今夕改元之由有沙汰、而依園城寺事及予義、有勅問于人々云々、

(裏書) 園城寺為山門被燒先例及度々歎、然而今度當并僧坊等、不残一宇拂地燒失了、此事超過先例、是併法滅之期歎、可歎息々々々、

(文保三年四月二十五日条。へ) 内は原文割書)

『花園天皇宸記』の記述量の方が多いことは一目瞭然だが、両者に付した傍線部がたいへん似通つた物言いになつてゐることは注目に値する。傍線部は、わずかの言い換えという程度で説明できる部分である。そして傍線・破線を付した『文保三年記』と『花園天皇宸記』の重なりの部分について記述内容の特徴を言えば、事実関係を述べたものであるということになるだろう。

翻つて『花園天皇宸記』の傍線・破線の付かない部分を観察すると、大きくなる三つの内容であることがわかる。

①今小路殿における御湯殿始について、また改元についての記述。

すなわち園城寺焼き討ちとは直結しない部分。

②園城寺焼き討ちについての、記主・花園院の感想。

③文末の「云々」。

つまり『花園天皇宸記』四月二十五日条から右の①②の記述を省略し、さらに③の文末の「云々」を削つて、残つた言葉を組み合わせると、『文保三年記』四月二十五日相当部分がほぼ出来上がる

ことになる。この園城寺焼き討ちに関する記事、特にその四月二十五日相当部分は、『花園天皇宸記』同日条が原資料となつたと見てほば間違いない。

しかしだからといって、上横手氏が述べた「原本たる日記」が『花園天皇宸記』である、とは断じられない。右の園城寺焼き討ちの条の五月一日相当部分は『花園天皇宸記』に一切見えないし、また本稿冒頭に挙げた玄上発見の条の場合、次に引用して示すように、『花園天皇宸記』と重なり合う言い回しがほとんど見出せないからである。

七日、(壬戌) 晴、風吹、院御幸六条殿、為修理御覽也、還御即有入御、今日聞、玄上出来云々、前右府尋出云々、是去三日、有男持參此比巴於比巴作許云々、細工存非常物之由竊語人、前右府聞之、取寄見之、正玄上也、仍遣北山奉安妙音堂、甲与腹放、判手落云々、然而無破損所之由入道相国申之、靈物誠異他之次第也、

(元応元 (文保三) 年五月七日条)

「比巴作」が犯人捕縛の重要な役割を果たしたことは『文保三年記』に見ると同じだが、『花園天皇宸記』では同じ人物が「細工」とも呼ばれている。この点は「琵琶造」の呼称を繰り返す『文保三年記』と異なる部分であろう。また天皇が記主ならば無用のはずの敬語が『文保三年記』玄上発見の条に見えることも問題である。「進」字や「被」字による鷹司殿・九条殿・西園寺といった公家への敬語は、天皇による文章には必要のない言葉遣いであろう。対して『花

園天皇宸記》では、「前右府（今出川公顯）やその父「入道相国（西園寺実兼）」にも、敬語は一切用いられない。これらの事情を勘案すると、『文保三年記』園城寺焼き討ちの条（四月二十五日相当部分）の原資料としては『花園天皇宸記』を想定できるのだが、玄上発見の条については『花園天皇宸記』以外の原資料を想定しなければならない。

要するに『文保三年記』は、『花園天皇宸記』や未知の日記など、複数の記録から文言を抜粋して組み合わせた文献なのである。従つて、これは日記の単純な抄出とは言えない。一定の抄出・抜粋基準をもつて選び抜いた記事を加工し組み合わせた編纂物としての史書と言わねばならない⁽⁸⁾。

三

冒頭の、玄上発見の条に立ち戻りたい。玄上は、次のような経緯で発見に至った。すなわち——七条玄海法印のもとに三百文の質物として置かれたものが餅将入道は八百文でこれを買い取り、伊予の住人志津河左衛門尉は二貫文で買い取つて、琵琶造に修理をさせた。この琵琶造の手から鷹司家・九条家と渡つたがなお玄上と確認されることはなく、西園寺家に至つてはじめてこれが玄上であることが確認された。官人章房が玄上売買に関わった人物を捕縛したが、玄海法印については武家の沙汰があり未だ捕らえていない。章房には捕縛の賞を行うよう院宣が下つた。

どこからかの伝聞なしではおよそ記録しようのない右のようないきさつが、五月六日相当部分では、「云々」を文末に伴うこともなく述べられている。原資料となつた文献には記されていた「云々」が『文保三年記』編纂段階で削除されたのは恐らく間違いない。そもそも、「云々」を削除する営為、さらに言えば『花園天皇宸記』四月二十五日条から『文保三年記』園城寺焼き討ちの条（四月二十五日相当部分）への改変に見られる営為は、記事の内容を標準化するものであつたと言えるだろう。

『花園天皇宸記』からの抄出に際して削除されたのは、御湯殿始、改元、園城寺焼き討ちについての感懷を述べた部分であつた。いずれも記主である天皇に對ては、少くべからざる内容だつただろう。御湯殿始は花園天皇准母である広義門院が出産した皇后についてのものであるし、改元は御代の重大事、まして園城寺焼き討ちについての驚きと悲嘆は、この日の記録そのものを支える重要事項であつた。それらを排除して玄上発見の事実関係に焦点化する『文保三年記』の編纂作業は、『花園天皇宸記』の内容から記主の個性を削ぎ落とすものだつたはずである。そして同時に、そのようにして得られた事実関係をこそ中心的話題に置き換える作業でもあつただろう。また「云々」が添えられた文は、それが伝聞という行為によつて得られた情報であることを示すのであるから、「云々」は、とりもなおさず情報を受け取つた主体の存在を証明する言葉である。すると「云々」を削除するという作業も、記主の個性の切離と直結する営

みであった。

結果として園城寺焼き討ちという事実が記主の個性と切り離され、事実の記録として標準化されたのである。玄上発見の条についても、原資料に同様の改変が加えられた可能性が高い。「云々」が見あたらぬことが、それを物語っている。

しかしここで注意しなければならないのは、後宇多上皇院宣と検非違使別當書状を挟んで、玄上発見の条の最後に「云々」が繰り返されていることである。

玄上発見は天皇の権威にとって重大な事項であり⁽¹⁰⁾、院宣にもあるように、玄上を欠いたまま即位した後醍醐天皇にとっては大いに喜ぶべき吉事のはずであった。しかし「云々」の付された内容を見るに、「此院宣等文章其難多シ」と言つて院宣の文言に難癖を付け、捕縛の功労者である草房について「更非忠節」とその心根を疑うものであった。しかも草房の「忠節」の件については、院宣を召し返せという天下の「口遊」のために結局は院宣召し返しの沙汰に及んだ、ともある。玄上発見という吉事の締めくくりにケチが付き、後宇多

・後醍醐の大覚寺統にとって、ほろ苦い結末が記し留められたことになる。

だが、吉事にケチが付いたこの一件の結末を、『文保三年記』は飽くまで「伝聞である」という態度で記していることになる。さらに草房忠節の件は、噂が広がっていたという出来事そのものを聞き伝えるという手の込んだ伝聞である。『文保三年記』編者の思いは、「口

遊」や聞き伝えの内容と軌を一にするのであるが、言葉の上では飽くまで伝聞であり、編者自身の言葉は伝聞の彼方に追いやられてしまう。このあたりは、先に指摘した、記主の個性を削ぎ落とす原資料利用の方法と同じやり方と言つていいだろう。

伝聞の様式を、ある時は削ぎ落としある時は活かして「事実」を演出し、それによって立ち現れた大覚寺統への批判は、重大なものとは決して言えないだろうけれども、それなりの鋭さを備えているようを見える。後宇多・後醍醐の大覚寺統に対する冷静な批評精神からして、編者は持明院統に寄り添う人物と考えるべきでなかろうか。

誰かはまだ分からぬが、琵琶玄上を追いかける中で出会った『文保三年記』編者のことが気になつて仕方がない。以上に述べてきたことは、それについて僅かに気づいたことでもある。彼と彼の残した『文保三年記』について、今少し考える機会を持ちたく思う。

〔注〕

(1) 森下「玄上」関連説話・記録集成稿——十六世紀以前——」(『文教国文学』第四一号、一九九九・七)、「物語られる〈玄上〉・序説」(『文教国文学』第四七号、二〇〇二・九) 参照。

(2) 黒川春村編、臨川書店、一九九〇・一。『文保三年記』はこの他に『群書類従』にもあり、また一部が『鎌倉遺文』にも収録されている。後宇多上皇院宣(『鎌倉遺文』二七〇四〇号)や檢非違使別當書状(同)

二七〇四一号)を含むためである。引用文の句読点は、『群書類從』『鎌倉遺文』を参考に私に付した。

(3) 記される情報が詳細であればあるほど、その情報の入手経路が問題となる。玄上発見の経緯の詳細さや「武家有沙汰」の言い方など、記録の主体自身が自力で得た情報ばかりでないことは明らかである。すると、もしいわゆる日記であるならば、文末に「と云々」を添えて伝聞たることを示すのが通例であろう。

(4) 統群書類從完成会、一九六一・四。

(5) 「続史愚抄」初年(正元元(一二五九)年)の記事の終わりには「今年無京官除目。又即位女叙位延引」(『新訂国史大系』による)とある。「今年」と書き出す特記的事項はその後もほぼ毎年のよう記されているので、様式化した書き方と言える。

(6) 「史料纂集」(統群書類從完成会、一九八四・一)による。以下同じ。

(7) ただし「文保三年記」玄上発見の条における公家への敬語も一樣ではない。五撰家の「麿司」「九条」に「殿」が添えられるのに対しても清華家の「西園寺」にはそれがない。西園寺家と同等の清華家の者、または西園寺家にゆかりの者による記録がこのあたりの行文の原資料となつたことを示すものかとも思われるが、他方、「花園天皇宸記」の「前右府(公顯)尋出云々」のよう、この一件解決に際しての西園寺家の手柄を、「文保三年記」は記していない。「文保三年記」編者が西園寺家もしくはそのゆかりの者であるならば、「花園天皇宸記」のこの記事を披見してその部分を抄出しないとは考えにくく、編者については

なお一考を要する。

(8) 文保三年(元応元年)は、「花園天皇宸記」を除いては、確実な記録があまり残されていない。「国史大辞典」所収の「記録年表」によると「後宇多天皇宸記」に一月と四月の記事(しかしそれもごく僅かである)、「繼塵記」に一・二・五・六・十一月の記事があるが「歴代殘闕日記」にはそのごく一部を收めるのみである。ほかに「万一記」が一月、「冬定卿記」が四月のみと、比較しうる材料に乏しい。「文保三年記」編纂資料の一つとして「未知の日記」を想定しなければならない所以である。

(9) それは同日の「花園天皇宸記」を見ても容易に想像できる。「文保三年記」との間に文言の重なりこそないが、ほぼ同様の内容を記す「花園天皇宸記」はこまめに「云々」を添えている。「文保三年記」編纂の原資料でも、恐らく「花園天皇宸記」のような書きぶりだったはずである。

(10) 注(1) 参照。

——もりした ようじ、広島文教女子大学人間科学部助教授——